

# 〈農地の相続等の届出のお願い〉

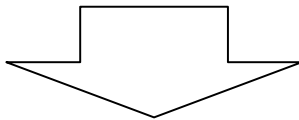
## 農地を相続したときは・・・

農地を相続した  
んだけど、どう  
したらいいの？



## 地元の農業委員会に 届出をお願いします

農地の相続等を知った時点から  
おおむね10ヶ月以内に届けてください



農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

**手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！**

下関市農業委員会事務局

電話 083-223-6536

北部支局（豊田総合支所内）

電話 083-766-2729